

平成29年度

さいたま市立道祖土小学校

いじめ防止基本方針

さいたま市立道祖土小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識の下、本校の全児童一人ひとりが、「明るく、仲よく、たくましく」学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない、例え起きたとしても早急に対応できる学校をつくるため、いじめを許さない集団づくりを考え、ここに「さいたま市立道祖土小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめは絶対に許さない・許されない」という認識を持ちます。
- 2 積極的な生徒指導を通して、いじめを予防します。
- 3 いじめられている児童を最後まで守り抜きます。
- 4 学校が一丸となって、組織的に対応します。
- 5 児童と児童、児童と教職員の間に、共感的な人間関係を築きます。
- 6 いじめの早期発見・早期対応に努めます。
- 7 いじめの問題について、保護者・地域・関係機関と連携を深めます。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため
- (2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、学年主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、研修主任、さわやか相談員、スクールカウンセラー、学校地域連携コーディネーター、PTA会長、主任児童委員、民生委員、自治会長、警察関係者
※必要に応じて、構成員以外の関係者を招集できる。
- (3) 開催
 - ア 定例会（各学期1回開催）
 - イ 校内委員会（生徒指導委員会と兼ねて毎月1回開催）
 - ウ 緊急対策委員会（いじめ発生時、または、急を要する場合、主要なメンバーを招集して開催）
- (4) 内容
 - ア 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、

定期的検証

- イ 教職員の共通理解と意識啓発
- ウ 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意識聴取
- エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- カ 発見されたいじめ事案への対応
- キ 構成員の決定
- ク 重大事態への対応

2 子どもいじめ対策委員会（代表委員会で兼ねる）

- (1) 目的：いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：各学級代表委員 各委員会委員長
- (3) 開催：月1回程度
- (4) 内容
 - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - イ 話し合いの結果を学校に提言する。
 - ウ 提言した取組を推進する。
 - エ いじめの未然防止に向けた児童主体的な取り組みを推進するため、各委員会の委員長や学級委員が集まる話し合いを開催する。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

- (1) 教育活動全体を通して
 - 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
 - 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。
- (2) 道徳の時間を通して
 - 「いじめ撲滅強化月間」（6月）に、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施要項に基づき、各学校や児童生徒の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。

6 「いじめ撲滅強化週間」（11月・2月）の実施

- 児童生徒の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
 - ・ 児童による予防ポスター・標語・ほっと一言集め
 - ・ 簡易アンケートの実施・面談

7 保護者との連携を通して

- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- (3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

8 積極的な生徒指導を通して

- ・ 担任によるクラスの肯定的評価
- ・ 児童間、教師・児童間における肯定的評価の交流
- ・ 家庭、地域による学校への肯定的評価

9 「にこにこハッピータイム」の実施

- 毎学期定期的に異学年クラスとの交流を行う。外遊びや室内レク、にこにこサイド2014の準備等を行う。

10 「ニコニコさいど」（12月）の実施

- 異学年のペア学級で協力して遊びの店を出したり、いろいろな部屋を回ったりし、交流を深める。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

○ 早期発見のポイント

- ・ 児童生徒のささいな変化に気付くこと。
- ・ 気付いた情報を共有すること。
- ・ 情報に基づき、速やかに対応すること。

※いじめの疑いの統一項目の共有化（各学期に見直し）

- (1) 健康観察 : 一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底 等
- (2) 授業中 : 姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣の机が離れている 等
- (3) 休み時間 : 独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる 等
- (4) 給食 : 班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる 等
- (5) 登下校指導 : 独りぼっち、荷物を持たせられる 等

2 情報共有による組織的な対応

週報の実施（児童の写真入り）

3 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施 : 4月・9月・1月(年3回以上) ※必要に応じて実施する。
- (2) アンケート結果 : 学年・学校全体で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用 : アンケート結果に応じて、児童と面談を行い、面談した児童について、学年・学校全体で情報共有する。

4 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 簡易アンケートを毎月実施し(3年生から6年生の「心と生活のアンケート」を実施する学年は、4・9・1月を除く)、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

5 教育相談日の実施

- (1) 週1回、教育相談日を設定する。
- (2) 年1回、教育相談週間を設定し、個人面談を行う。(11月、12月)
- (3) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ア さわやか相談室だよりの発行
 - イ さわやか教育相談室の充実

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施 : 7月・11月・2月(年3回実施)
- (2) アンケート結果の活用 : アンケート結果に応じて、教育相談日に保護者と面談を行い、面談した保護者の児童について、学年・学校全体で情報を共有し、早急に対応する。

6 家庭訪問の実施(5月)

7 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員 : 綿密に連絡を取り合い、情報交換を行う。
- (2) 防犯ボランティア : 綿密に連絡を取り合い、情報交換を行い、連絡会議で意見交換する。
- (3) 学校評議員 : 取組評価アンケートの実施により、意見をいただく。
- (4) S S N、育成会、P T A等 : 綿密に連絡を取り合い、情報交換を行う。

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

- 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
 - 構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、学年主任からの情報を集約し、全職員の円滑な情報共有を行う。
 - 関係機関との連携を図り、情報交換する。

校長に報告し、指示を全職員に伝達する。

- 教務主任は、臨時委員会の設定を行う。
構成員への連絡を行う。
- 担任は、担当する学年の児童の情報収集を行う。
担当する学年の情報共有を行う。
校長（教頭）に報告する。
- 学年担当は、担当する学年の児童の情報収集を行う。
担当する学年の情報共有を行う。
学年主任に報告する。
- 学年主任は、担当する学年の児童の情報収集を行う。
担当する学年の情報を集約・共有を行う。
校長（教頭）に報告する。
- 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。
児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、被害児童の心のケアのプランを立て、全職員へ共通理解を図る。
- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭は、身体の被害情報の有無を確認し、校長（教頭）に報告する。
- さわやか相談員は、児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリング等を行う。
- 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見し、またはいじめの疑いを認めた場合は、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 「いじめに係る対応の手引き」に基づき、生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。
 - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対処を行う。
 - ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底：4月の職員会議で基本方針を配布し、全職員での周知徹底を図る。
- (2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証：各学期に実施し、検証結果を確認、改善。

2 校内研修

- (1) 誰もが「わかる」授業の推進
 - 授業規律：挨拶・準備・着席・片づけの徹底
- (2) 生徒指導・教育相談に係る研修
 - 児童理解研修：4月に実施し、児童の情報の共通理解を深める。
- (3) 情報モラル研修：8月に職員で共通理解を図り、各学級での指導に生かす。
- (4) 「ネットいじめ」に係る研修の実施
 - ねらい 「ネットいじめ」等に、迅速かつ適切に対応するため
 - 回数 年に1回
 - 情報教育部と連携して、児童の実態や発達段階に応じて、内容を検討する。

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

(1) 検証を行う期間：各学期とする。

2 「取組評価」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

(1) 「取組評価」を毎月の生徒指導委員会で行う。

(2) いじめ対策委員会の開催時期：6月、10月、2月とする。

(3) 校内研修会等の開催時期：4月、8月とする。